

令和元年度 平塚養護学校 不祥事ゼロプログラム 検証結果

	項目	目標	行動計画	実施方法及び検証方法	検証結果
1	法令遵守意識の向上(公務外非行の防止・職員行動指針の周知徹底)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教職員として服務について十分に理解し、公務外非行を未然に防止することができるように意識を高める。</li> <li>・教育公務員として、社会的な責任の重さを自覚し、一社会人としても法令遵守を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・啓発資料や新聞掲載記事の提示により意識の啓発を図る。</li> <li>・職員会議等の場で、服務についての具体的な説明を継続して行うことで、日常的に自覚を持ち続けることができるようにする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務グループ長が中心になって啓発資料等の掲示を行った。</li> <li>・服務についての研修を行うとともに、自覚を促すための臨時の職員会議を開き、意識を高めた。</li> </ul>	○
2	わいせつ・セクハラ行為の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を尊重する意識と態度を向上させ、セクハラやパワハラ、わいせつ行為の根絶を図る。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スクールセクハラ及びパワハラの根絶に向けて全教職員の意識の向上を図る。</li> <li>・人権研修会、職員会議等の場を利用して問題提起を行い、互いに注意喚起できるような風通しのよい職場環境づくりを目指し、相談窓口(管理職、連携グループ長)を周知する。</li> <li>・児童・生徒、保護者との私的なSNS等の利用については、引き続き禁止を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人権教育研修でスクールセクハラ・パワハラを取り上げ、わいせつ、セクハラ行為の防止について意識の向上を図った。他にも、折に触れてSNS等での私的なやり取りについて注意喚起し、絶対禁止を徹底した。</li> </ul>	○
3	体罰、不適切な指導の防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の児童生徒の実態を的確に把握・分析し、適切な指導体制を整えて、児童生徒の人権を尊重しながら効果的な指導を行う。</li> <li>・児童生徒や保護者、地域の方等に対する日常の言葉遣い、電話での対応にも十分配慮する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個々の児童生徒についてケース会をもち、学年会・学部会で指導方法・内容等について検討し、必要があれば、これまでの指導法を修正する。</li> <li>・指導が困難な児童生徒の場合は、校内支援会議や拡大ケース会及び校内児童生徒事例報告会で報告し、指導にあたっての共通理解を図り、協力体制を確立して指導にあたる。</li> <li>・体罰・不適切指導防止に関する新聞掲載記事等の啓発資料を作成し、職員会議で全体に投げかけ、意識の向上を図る。</li> <li>・常に、児童生徒及び保護者の視点に立つことを忘れず、職員が共通理解のもとで指導にあたり、体罰や不適切な指導の抑止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導が困難な児童生徒の対応については、日常的に学年会や学部会で話題にし、必要に応じてケース会で効果的な指導について検討した。</li> <li>・知的障害教育部門高等部が主催して体罰、不適切な指導の防止についての研修を行った。また、不登校傾向のある児童生徒に対する認識を高め、人権を尊重しながらの効果的な指導について考える研修を行い、意識の向上を図った。</li> </ul>	○
4	成績処理及び進路関係書類の作成及び取扱いに係る事故防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別教育計画や進路指導に係る資料等の機密文書作成から回議、個別配付に至るまでの経過における事故防止に努める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童生徒を通じて保護者に渡す個別教育計画や進路資料については、誤配や誤記を防ぐために学部、学年単位等でチェックを行い、事故を未然に防止する体制を確立する。</li> <li>・機密文書は必要以上にコピーしないことを徹底し、置き忘れや紛失などの事故を未然に防ぐ。</li> <li>・電子データの保存については、情報セキュリティーポリシーに則り、適切な場所への保存を徹底する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・教育企画グループ長及び連携グループ長が主体となり、総括教諭、学部長、学年リーダーが協力して、随時、チェックを行い、適切な処理に努めた。</li> </ul>	○
5	個人情報等の管	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県情報セキュリティー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本校情報セキュリティーポリシーに基づき、正しい電子情</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総務グループ情報ネット班が主催し</li> </ul>	

	理、情報セキュリティ対策（パスワードの設定、誤廃棄防止）	ポリシーに基づき、電子情報、パソコン等の電子機器の正しい管理について周知し、個人情報の紛失、流失及び情報ネット関係の事故を未然に防止する。	報の管理について周知し、個人情報の紛失、流失及び情報ネット関係の事故を未然に防止する。 ・本校の個人情報管理規定について研修の場で徹底を図る。	て情報セキュリティについての研修を行った。電子データの保存方法やサーバー上での管理のルールを再確認し、適切に保存・廃棄した。	○
6	交通違反・事故防止 酒酔い・酒気帯び運転防止 交通法規の遵守	・交通事故の発生の未然防止、酒酔い・酒気帯び運転を未然に防止する。 ・法令遵守を徹底し、日常生活の中での交通安全に努める。	・交通事故の事例を知り、交通ルールを再確認することを通して、安全に対する自覚を高め、責任感を高める。 ・職員啓発資料などをもとに、教職員全員を対象にした職員研修を実施する。またこの後、日常での意識の喚起を図る。	・肢体不自由教育部門小学部が主催して交通違反防止・交通法規遵守の研修を行った。資料を基に、現状と課題について具体的で身近な例題を提示し、日常生活の中での継続的な注意喚起と意識の向上を図った。	○
7	業務執行体制の確保等（情報共有、相互チェック体制、業務協力体制）	・業務内容の多種性や複雑化にともなう執行体制のあり方や情報共有、チェック体制等の業務推進のための方法について見直しと改善を継続的に行う。	・業務執行体制について、中間反省と年度末反省を行い、次年度の体制づくりの準備を行う。 ・学部及び分掌班間の情報共有、業務推進のためのチェック・協力体制の整備について継続的な実態の把握を行い、業務推進の円滑化を図る。 ・グループ部門連絡会の場を有効に活用し、共有された情報や改善策等を学部及び分掌班に確実に伝え、業務推進の向上と執行体制の整備に配慮する。	・掲示板を使っでの周知や回議の方法など、合理的な業務執行についてグループ部門連絡会等で検討し、実行した。 ・グループ部門連絡会の場を活用し、共有された情報や改善策を必要に応じて学部及び分掌班に伝達し円滑に業務を遂行した。	○
8	会計事務等の適正執行	・適正な私費の徴収・管理・執行を行う。 ・備品の管理の適正化を図る。	・総務グループ私費会計班とともに、県の私費会計基準に沿った会計処理・管理・運用の適正化を促進する。 ・通帳とカードの管理及び取り扱いについて、定期的に確認する。 ・私費財務調査、監査、会議等で指摘があったことについて、全体に周知し研修の場で徹底する。 ・事務、総務グループ施設・設備班とともに、備品の保管管理について、全体に周知し、徹底する。	・肢体不自由教育部門中学部が主催して会計事務等の適正執行についての研修を行った。実態、課題について具体的な例題を提示し、課題解決のための討議を行った。 ・徴収・返金の適正執行に不備があるケースについては、丁寧に検証し、再発防止のための周知徹底を図った。	○
9	入学者選抜に係る事故防止	・規定に基づいた正式な段取りに従って、企画、運営、評価を行い、不正や不適切な対応がないように、十分に配慮する。	・教育企画グループ長、高等部の学部長を中心に、入学者選抜を希望する生徒の実態や情報を的確に把握するように努める。 ・教育相談や説明会の機会を重視し、入学を希望する生徒や保護者、関係する機関へ正確な情報を提供し本校の教育活動に係る内容について十分な理解を得られるように心がける。 ・入学者選抜に関しては、不正が無いように、公平かつ厳正に執り行うよう、十分に配慮してあたる。	・教育企画グループ長、高等部が主体となり、入学者選抜に係る事故防止の研修を行った。 ・配付資料に一部不足があったが、早急に対応し、大きな混乱はなかった。 ・入学者選抜の事後検証を行い、次年度の企画運営の見通しを確認した。	○
10	個別面談による防止の取り組み	・不祥事根絶に向け全職員が一丸となって取り組むため、学校としての意思の疎通を図る。	・全職員を対象に、個別に面談を行い、不祥事防止に向けて、情報提供と意見交換を行い、あらためて問題意識の定着に努める。面談は、自己観察に係る面談等の機会に合わせて行う。	・管理職による面談をとおし、さらなる問題意識の自覚と根絶に向けた解決の道筋について相互に確認した。	○

